

政令第六十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

住宅の品質確保の促進等に関する法律の施行期日は、平成十二年四月一日とする。